

産業廃棄物処分業許可証



住所 秋田県秋田市新屋島木町1番82-2号

氏名 豊興産株式会社
代表取締役 石黒 慎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

秋田市長 沼谷



許可の年月日 令和7年12月5日

許可の有効年月日 令和14年12月4日

1. 事業の範囲
(裏面別表1のとおり)

2. 事業の用に供するすべての施設
(裏面別表2のとおり)

3. 許可の条件
(裏面別表1のとおり)

4. 許可の更新又は変更の状況

更新許可年月日:平成10年11月24日

変更許可年月日:平成11年11月10日

許可証書換年月日:平成15年3月5日

更新許可年月日:平成15年12月5日

更新許可年月日:平成20年12月5日

更新許可年月日:平成25年12月5日

許可証書換年月日:平成29年10月1日

許可証書換年月日:平成29年10月17日

更新許可年月日:平成30年12月5日

許可証書換年月日:令和元年12月11日

許可証書換年月日:令和5年1月27日

許可証書換年月日:令和5年9月19日

更新許可年月日:令和7年12月5日

中間処理(天日乾燥)を追加
事業の一部廃止による許可証書換

水銀使用製品産業廃棄物等の記載内容追加による許可証書換え

本店所在地の変更による許可証書換え

代表者の変更による許可証書換え
事業の一部廃止による許可証書換え

中間処理(脱水施設)を追加

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(別表 1)

種類	施設の区分		中間処理 (脱水)		中間処理 (天日乾燥)	
	取扱	特記事項	取扱	特記事項	取扱	特記事項
燃え殻	×		×		×	
汚泥	○		○		○	
廃油	×		×		×	
廃酸	×		×		×	
廃アルカリ	×		×		×	
廃プラスチック類	×		×		×	
紙くず	×		×		×	
木くず	×		×		×	
繊維くず	×		×		×	
動植物性残さ	×		×		×	
動物系固形不要物	×		×		×	
ゴムくず	×		×		×	
金属くず	×		×		×	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず*	×		×		×	
鉱さい	×		×		×	
がれき類	×		×		×	
動物のふん尿	×		×		×	
動物の死体	×		×		×	
ばいじん	×		×		×	
政令第2条第13号に規定の産業廃棄物	×		×		×	
自動車等破砕物	×		×		×	
石綿含有産業廃棄物	×		×		×	
水銀使用製品産業廃棄物	×		×		×	
水銀含有ばいじん等	×		×		×	

以上取り扱う産業廃棄物は特別管理産業廃棄物であるものを除く。

【備考】・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「×」は取り扱うことができないものを示す。
 ・※コンクリートくずにあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。

(別表 2)

施設の種類	設置場所	設置年月日	能力 (処理能力又は埋立面積・埋立容量等)	許可年月 (又は設置届出年月日)	許可番号	備考
脱水施設	秋田県秋田市新屋町 字関町後232番地1	令和5年7月12日	64m ³ /日・8m ³ /時 稼働時間8時間/日	昭和56年4月2日	—	移動・固定 併用
天日乾燥 施設	秋田県秋田市新屋町 字関町後232番地1	平成11年9月28日	15.49m ³ /日	許可対象外	—	

※ 移動・固定併用施設…移動で使用する場合は、発生現場内に限る